



Australian Government

mediation
resolve
confidential differences
neutral child-focused safe
agreement

家庭紛争の解決

オーストラリアで生活する家族が、裁判所に行くことなく、子供にとって最善の利益を達成できる取り決めを話し合い、同意を行う支援をするために、オーストラリア政府は家庭紛争解決サービスに補助金を交付しています。

家庭紛争の解決（FDR）とは何ですか？

家庭紛争の解決（FDR）とは、別居や離婚の影響を受けている人々が家庭紛争を解決するための支援を行うサービス（調停等）を指す法律用語のことです。FDRは、財産、金銭、そして最も重要である子供に関する各種の問題について当事者同士が同意に至るための支援を行います。

家庭相談所、地域機関、法律扶助団体、そして弁護士、ソーシャルワーカー、心理学者等の各個人及び組織がFDRのサービスを提供しています。僻地にお住いの場合には、電話等を使ってFDRのサービスを利用することが可能です。

FDRは必ず利用しなくてはならないのですか？

養育に関する裁判所命令を家庭裁判所に申し立てるには、以下の例外事項の一つ以上当てはまる場合を除き、FDR専門員が発行する証明書が必要です。

- 同意命令を申し立てる場合
- 申し立てに応じる場合
- 緊急事態の場合
- 家庭内暴力あるいは幼児虐待が行われている、あるいは行われる恐れがある場合
- 当事者が事実上参加できない場合（例：行為能力の喪失）
- 過去12カ月以内に下された裁判所命令に違反し深刻な無視を行った者がいる場合

FDRに参加するための条件は、新規の申し立てと養育に関する現在有効な裁判所命令の変更の申し立てに適用されます。証明書は家庭法（家庭紛争解決専門員）2008年規則に基づいて認定されているFDR専門員によってのみ発行が可能です。

なぜFDRを試してみるのでしょうか？

例として、FDRは、相談者とその元配偶者あるいはパートナーが双方及び相談者の子供にとって適切な解決策に同意するための支援を行うことができるということが挙げられます。FDRが提供する支援は、現実的、秘密厳守、そして上手くいきます！

裁判所に行く前にFDRを利用してください。もし不和を解決することができれば、時間やお金を費やさずに済み、多大なストレスを回避できます。FDRが効力を発揮するためには、両当事者が平等に参加しなければなりません。

FDR専門員はどのような情報を提供してくれるのですか？

FDRを始める前に、担当のFDR専門員はFDRのプロセス、当事者の権利（サービスに対する苦情を申し立てる権利も含む）、担当員の有する資格、課金される料金について、利用者に必ず説明することになっています。相談者が自分の子供に関する意見の不一致を解決しようとしている場合には、FDR専門員は養育計画と支援を提供しているその他のサービスに関する情報を相談者に必ず提供することになっています。

誰がFDRに行くことができますか？

FDRのプロセスに組み入れる必要がある意見の不一致を抱えている人々です。適切であれば、相談者は自分の家族や、弁護士等の支援者を連れてくることができます。しかし、FDRへの弁護士の出席の可否はサービスの提供者の判断に依ります。相談者が自分の弁護士を同伴することを考えている場合には、できる限り早めにFDRサービスの提供者と話し合ってください。

私の子供もFDRに関わることになるのですか？

いいえ、ただし相談者の状況や、子供の年齢や成熟度合といった各要素によっては、家族カウンセラーや児童心理学者が子供と話をすることがあります。子供が関わる場合には、必ず親の同意が求められます。

FDR の最中には何が起これるのですか？

FDR を開始する前に、相談者の状況に FDR が適切かどうかを判断するための審査が行われます。FDR 専門員は中立でどちらの側にもつくことはありません。FDR 専門員は、相談者が家庭内の問題に客観的かつ前向きに取り組むための支援を行います。カウンセリングと異なり、FDR では人間関係の情緒的な側面には焦点を当てません。

FDR は特定の紛争を解決することに集中します。

相談者は、FDR 専門員の支援を受け、当該紛争を解決するために真摯に努めることが求められます。FDR は、当事者双方が問題を話し合い、選択肢を考察し、同意に至るための最善の方法を見つけるための支援を行うことができます。FDR 専門員はまた、発言内容と同意内容を当事者全員が理解しているかということも確認します。

FDR が上手くいかない場合、FDR 専門員は、家族カウンセリングといった他の選択肢を示唆する可能性があります。

安全ではないと感じている場合にはどうなりますか？

FDR の前後や最中に、相談者が安全と感じ、実際に安全な状況にあることは重要です。

もし自分の安全や子供の安全について心配な点があれば、できるだけすぐに FDR サービスの職員に知らせてください。安全に関する心配な点をお伝え頂くということは、FDR を中止したりこれ以上進めないということを意味する可能性があります。しかし、当事者同士が同意すれば、別々の部屋から FDR に参加することが可能です。

家庭内暴力や幼児虐待が起こっている場合には、FDR を利用することは求められません。

料金はいくらですか？

FDR は、裁判所に行ったり法的サービスに料金を支払うよりも早くて安く済む可能性があります。FDR サービスは相談者の家計状況に応じて課金する可能性があります。所得が少なかったり経済的に困難な状況にあつたりする場合には、FDR サービスにその旨を知らせてください。

FDR で言ったことの秘密は守られますか？ 裁判所で使われるのですか？

FDR 専門員の前で相談者が言うことは、誰かの生命や健康を深刻に脅かすことや犯行を冒すことを防ぐといった特別な状況を除き、全て秘密にされます。

FDR の最中に発言された内容は、裁判での証拠として使うことはできません。しかし、FDR 専門員は幼児虐待、あるいは幼児が虐待の危機にさらされていることを示す発言全てを必ず通報せねばならず、通報は状況によっては証拠として用いられる可能性があります。

FDR で至った同意はどうなるのですか？

子供に関する同意あるいは取り決めを行うことができた場合は、養育計画として記録することができます。養育計画は必ず書面で作成し、双方の親が日付と署名を記入しなくてはなりません。取り決めを変更したり意見の不一致を解決したりするための手順を、同意あるいは養育計画に入れることができます。必要に応じ、養育計画について再交渉することができます。

子供の養育に関する取り決めの変更は、如何なる変更であっても、養育費、所得補助金、子育て支援の金額に影響する可能性があるということを覚えておいてください。養育計画に養育費を入れることに関しては特別の規則が適用されます。相談者の養育計画が養育費の金額を指定している場合、当該金額に関して有効な同意が行われており、更に相談者あるいはもう一方の親が養育費部門（**Child Support**）にその同意を受け入れるように要請しない限り、養育費部門は当該金額の支払いを強制することはできません。

相談者が自分の財産に関する同意や経済的な取り決めについての養育計画の最終的な同意に法的拘束力を持たせたい場合には、裁判所に申し立てて養育計画を同意命令とすることができます。この申し立ては自分で行うこともできますし、弁護士を通してもできます。

FDR が上手くいかなかった場合は？

同意に至ることができなかったとしても、FDR は、相談者とその元配偶者あるいはパートナーがより上手く意思疎通を図れるようにするといった支援を行うことができます。FDR を利用しても、養育に関する裁判所命令を得るために更にその後裁判所に行く必要がある場合には、認定を受けている FDR 専門員から証明書を発行してもらう必要があります。

証明書には、以下の内一つが記載されることとなります。

- 相談者ともう一方の当事者は出席し、紛争の解決に向けて真摯に努力した

- 相談者ともう一方の当事者は、出席はしたが、一方あるいは双方共が真摯な努力を行わなかった
- もう一方の当事者が参加しなかった
- FDR 専門員は、相談者の事件を FDR で取り扱うことは適切ではないと判断した
- FDR 専門員は、継続することが適切でないと FDR のプロセスの途中で判断した

FDR に参加しなかったり、参加するための真摯な努力を怠った場合には、裁判所での審問が行われる時期に影響するということをお覚えておいてください。もう一方の当事者の法律サービスに関する料金を支払う様に裁判所から要請される可能性があります。

認定を受けている FDR 専門員にはどうやって連絡するのですか？

更なる情報が必要な場合は、電話番号 **1800 050 321** の「家庭電話相談」に、月曜日から金曜日は午前 **8 時** から午後 **8 時** まで、土曜日は午前 **10 時** から午後 **4 時** までに電話してください（国民の祝日を除く）。

また、家族関係オンラインのウェブサイト (www.familyrelationships.gov.au) もご利用ください。

養育費部門 (Child Support) に関する更なる情報が必要な場合には、www.humanservices.gov.au をご覧ください。